

梅ちゃん先生の 法律相談

第13回

「個人情報保護法 こと始め」

公益社団法人日本照明家協会監事 梅本寛人（弁護士）

1 「個人情報保護法」とは何か？

新年明けましておめでとうございます。昨年は、「日本照明家協会誌」初の試みとして、法律問題について論じた「梅ちゃん先生の法律相談」の連載を開始しましたが、本年も気になる法律上のテーマについての連載を継続いたしますので、昨年同様、ご一読のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年の「梅ちゃん先生の法律相談」は、労務問題を中心に論じてきましたが、この辺りで話題を転じ、今月からは、しばらくの間、「個人情報保護法」に関するコラムをお書きしたいと思います。

最近、何かと「個人情報保護」という言葉を耳にされることも多いと思います。皆様もご承知のとおり、近年の情報通信技術の発展には目覚ましいものがあり、現代はまさしく高度情報化社会であるといえるでしょう。私たちは、毎日使うスマホ等で、その恩恵を十二分に享受しているところです。しかし他方で、行政機関や企業等は膨大な量の個人情報を取得・管理するに至っており、行政機関や企業等から個人情報が流出するという不祥事も後を絶ちません。

以上のような高度情報化社会にあって「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的」として平成15年に制定されたのが個人情報保護法です。

要するに、個人情報保護法は、**個人情報の有用性(社会生活やビジネス**

等への活用)と個人の権利・利益の保護とのバランスを図るための法律です。また、個人情報保護法は、民間事業者の個人情報の取扱いについて規定した法律ですが、行政機関等の公的機関における個人情報保護については、別途「行政機関個人情報保護法」や各自治体の「個人情報保護条例」が制定され、これらの法令により規律されています。

2 個人情報保護法の大改正

上記のとおり、個人情報保護法は平成15年に制定された法律ですが、その後の情報通信技術の飛躍的な発展や経済のグローバル化等、個人情報をめぐる環境の変化に対応するため、同法は平成27年9月に大改正がなされ、**平成29年5月30日から全面的に施行**されています。主な改正点は次のとおりです。

- ①個人情報保護委員会の新設
- ②個人情報の定義の明確化
 - ・個人情報の定義に**身体的特徴等が対象となることを明確化**。
 - ・要配慮個人情報(本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。
- ③個人情報の有用性を確保(利活用)するための整備
 - ・匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報)の利用・活用の規定を新設。
- ④いわゆる名簿屋対策

- ・個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。
- ・個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、または盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

⑤その他

- ・**取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止**。
- ・オプトアウト(※)規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。(※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。)
- ・外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

改正のポイントは上記のとおりですが、個人情報保護法の基礎知識がない方がいきなり以上を読んでも「???」だと思います。本コラムにおいて、今後、個人情報保護法の基礎から説明を致しますので、上記の改正ポイントは、取り敢えず今は読み流して下さい。ただし、**個人情報の「定義」に変更がある点と、いわゆる「5,000件以下除外規定」の撤廃**は重要ですので、次頁に説明いたします。

3 「個人情報」って何？

今まで「個人情報」という言葉を使ってきましたが、個人情報保護法における正確な意味はご存じでしょうか？

改正前の個人情報保護法では、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と定義されていました（改正前個人情報保護法2条1項）。

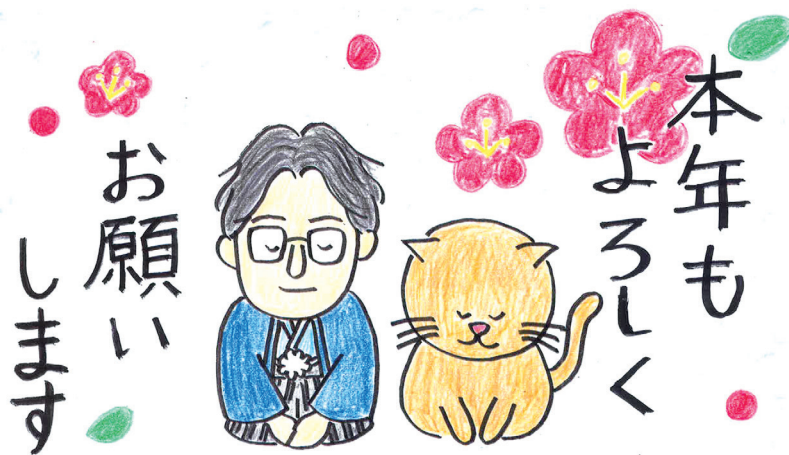
ポイントは、①生存する個人の情報（つまり死者の情報は含まれません）、②氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別できる、③情報自体に氏名等がなくても他の情報と簡単に照合できそれにより特定の個人を識別できる場合も含む、という点です。このうち、③が若干わかりにくいかもしれませんが、たとえば、会社が全従業員に通し番号をつけ、その番号のみで（つまり氏名や住所等の記載はない）勤務評定表を作りデータベース化しているとします。通常、会社は、通し番号から従業員の氏名、住所、生年月日等を判別できる従業員名簿等を別にデータベース化しているはずですが、としますと、勤務評定表データベースだけでは通し番号のみで特定の個人を識別できませんから「個人情報」には該当しませんが、従業員名簿データベースと簡単に照合できるのであれば、特定の個人を識別できますから、勤務評定表データベースも「個人情報」になるということです。

以上が改正前の「個人情報」の定義ですが、改正個人情報保護法においては「個人情報」の定義は以下のとおりとなりました。

個人情報保護法第2条第1項（改正後）（※著者にて一部抜粋）

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された



一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

改正前のポイントである「生存する個人の情報」「他の情報と簡単に照合できそれにより特定の個人を識別できる場合も含む」という点に変更はありません。他方で、特定の個人を識別する要素である「氏名、生年月日その他の記述等」について、改正法では文書、図画または電磁的記録に記載され、さらに音声等の方法を用いて表された一切の事項を含むと明確化されています。

加えて、改正法は「個人識別符号」が含まれるものも「個人情報」になるとしています。この「個人識別符号」とは改正法で初めて登場した概念ですが、これは単体で「個人情報」に該当する情報、つまりそれだけでいきなり「個人情報」といえるような情報のことです。具体的には、①特定の個人の身体的特徴をデジタル化した符号（例：DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋など）、②サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号（例：パスポート番号、基礎年金番号、運転免許証番号、住民票コード、マイナンバー等）の2種類があります（改正個人情報保護法2条2項）。

以上のとおり、改正法においては、「個人情報」の概念について明確化が図られ、さらに「個人識別符号」という概念も創設され「個人情報」の定義が変更されるに至っています。

4 個人情報保護法はすべての事業者に適用される

改正前の個人情報保護法は、皆様もご承知のとおり、取り扱う個人情報の数が5,000人以下の事業者には、個人情報保護法の適用を除外していました。しかし、先に述べましたとおり、高度情報化社会の進展に伴い、個人情報保護の必要性が高まり、また情報流出等のケースも度々発生していることから、改正個人情報保護法は、この適用除外規定を撤廃することとし、これが平成29年5月30日から施行されています。つまり、現在では、個人情報を1件でも取り扱う事業者は、「個人情報取扱事業者」として、個人情報保護法が規定する各種の措置を実施する必要があります。

ということで、事業者の皆様は、個人情報保護法への対応はすでにお済みでしょうか？個人情報保護法において、事業者に課されているルールは、ざっくり言いますと以下の4点です。

- ①個人情報の取得・利用時のルール（個人情報を「勝手に使わない！」）
- ②個人情報の保管時のルール（個人情報を「なくさない！漏らさない！」）
- ③個人情報の提供時のルール（個人情報を「勝手に人に渡さない！」）
- ④個人情報の開示請求等への対応（個人情報の「お問合わせに対応！」）

次回以降は、事業者には課されている以上の個人情報保護法のルールについて、その詳細を説明していきたいと思っています。